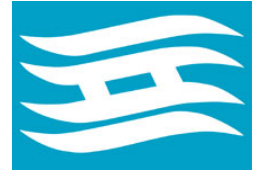


兵庫県公報

平成31年1月4日 金曜日 第3068号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 有害興行の指定（青少年課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の住所変更の届出（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	3
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○ 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付（畜産課）	3
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	5
公 告	
○ 入札公告（文書課）	6
○ 同 上（同）	7
選挙管理委員会告示	
○ 漁業法に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	10
○ 地方自治法の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1等の数	10
教育委員会公告	
○ 入札公告（県立教育研修所）	11

告 示

兵庫県告示第1号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成31年1月4日

兵庫県知事 井戸敏三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	悶絶恋愛日記 濡れ濡れ三姉妹	新東宝映画
同	むっちり討ち入り 桃色忠臣蔵	オーピー映画
同	スナックあけみ 濡れた後には福来たる	オーピー映画
同	痴漢電車 食い込み夢（ドリーム）マッチ	オーピー映画

同	ティント・プラス 背徳小説 [HDリマスター版] (原題) L' UOMO CHE GUARDA (THE VOYEUR)	AMGエンタ テインメント
同	ティント・プラス 郵便屋 [HDリマスター版] (原題) FERMO POSTA TINTO BRASS	AMGエンタ テインメント



兵庫県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成31年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

福江土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	森 田 健 治	豊岡市福田966番地
同	平 尾 康 弘	同 市福田1613番地
同	奥 田 茂 明	同 市福田974番地
同	宮 垣 繁 雄	同 市福田1132番地
同	松 永 雄 二	同 市福田1101番地
同	増 田 忠 文	同 市福田1573番地
同	梅 田 雅 士	同 市福田1328番地
同	植 村 勉	同 市栃江604番地
同	植 村 正 敏	同 市栃江532番地
同	三 谷 保	同 市栃江586番地の1
監 事	原 田 益 男	同 市栃江713番地
同	上 山 茂	同 市福田1892番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	奥 田 茂 明	同 市福田974番地
同	川 崎 康 弘	同 市福田1625番地
同	小 川 勝 俊	同 市福田1436番地
同	宮 脇 満	同 市福田969番地
同	田 中 君 男	同 市福田1333番地
同	松 永 雄 二	同 市福田1101番地
同	梅 田 雅 士	同 市福田1328番地
同	原 田 益 男	同 市栃江713番地
同	植 村 正 敏	同 市栃江532番地
同	三 谷 保	同 市栃江586番地の1
監 事	植 村 庄 司	同 市栃江568番地
同	上 山 茂	同 市福田1892番地



兵庫県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の住所変更の届出があった。

平成31年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

五斗長土地改良区

役員区分	氏名	旧住所	新住所
監事	池田 稔	淡路市黒谷837番地	淡路市黒谷800番地



兵庫県告示第4号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成31年1月4日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
葡萄園池土地改良区	平成30年12月13日



兵庫県告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成30年12月17日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成31年1月4日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	曾我上池地区	平成31年1月4日から 同 月24日まで	加東市役所



兵庫県告示第6号

家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）第5条の規定により、種畜証明書を次のとおり書換交付した。
平成31年1月4日

兵庫県知事 井戸敏三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター	牛	黒毛和種	山伸土井、忠義土井、茂錦波、山長土井、喜平、北菊奥、悠哲土井、丸彩土井、西杉土井、富塩土井、忠岸土井、西幸土井、奥虎、丸政土井、富亀土井、丸若土井、丸石波、忠隆土井、照立土井、喜治、喜綿、丸明波



兵庫県告示第7号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成31年1月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
洲本市池田字大谷139の1、140の1、658、670、671の1、671の2、672
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大谷139の1・140の1・658・670・671の1・672（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年1月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成31年1月4日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月4日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 176号	三田市藍本字関836番2から 同 市藍本字辻ノ町913番2まで	旧	12.0から 14.0まで	261.0	
	三田市藍本字関853番から 同 市藍本字渡瀬897番まで	新	12.0から 16.0まで	261.0	
県道 三田篠山線	三田市小野字仲道88番6から 同 市小野字仲道93番3まで	旧	6.0から 9.0まで	114.0	
		新	12.0から 15.0まで	114.0	
県道 三田篠山線	三田市小野字坂尾田1574番1から 同 市小野字坂尾田534番まで	旧	5.0から 15.0まで	228.0	
		新	12.0から 33.0まで	228.0	



兵庫県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年1月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成31年1月4日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 高 砂 北 条 線	高砂市荒井町若宮町163番6から 同 市米田町米田新字敷下20番16まで	旧	8.0から 30.0まで	1,322.0	
		新	30.0から 37.0まで	1,322.0	



兵庫県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成31年1月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成31年1月4日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成31年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 福 良 江 井 岩 屋 線	淡路市浅野南66番1から 同 市浅野南67番1まで	旧	10.0から 12.0まで	22.0	
		新	12.0から 12.0まで	22.0	



兵庫県告示第11号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成31年1月12日から適用する。

平成31年1月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表中

「

一般財団法人 兵庫県職員 互助会	一般財団法人 兵庫県職員 互助会事務局 同 神戸出張所	神戸市中央区下山手通 神戸市中央区御幸通
株式会社 ヤマトヤシキ	株式会社 ヤマトヤシキ	姫路市二階町

」

を

「

一般財団法人 兵庫県職員 互助会	一般財団法人 兵庫県職員 互助会事務局 同 神戸出張所	神戸市中央区下山手通 神戸市中央区御幸通
---------------------	-----------------------------------	-----------------------------

」

に改める。

公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成31年1月4日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

(1) 調達役務

平成31年度宅配便運送業務 予定数23,762個

(2) 調達役務の規格、品質及び性能等

契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 履行期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

(4) 履行場所

日本国内

(5) 入札方法

上記(1)の役務について入札に付する。

落札決定後、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を支払う予定とする契約を締結するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を得た者であること。

(6) 全都道府県の区域内に貨物を配送することが可能な者であること。

(7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局文書課文書管理班（直通電話（078）362-3063）

(2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成31年1月4日（金）から同月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成31年2月13日（水） 午後1時30分 兵庫県庁西館 1階小入札室

(4) 入札書の提出方法

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額（以下「送料見込額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年2月8日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、当該保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申込書を平成31年1月18日（金）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応ずること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成31年4月1日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書の作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、契約当事者が当該価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

~~~~~

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成31年1月4日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

## 1 調達内容

### (1) 調達役務

平成31年度メール便運送業務 予定数104,720個

### (2) 調達役務の規格、品質及び性能等

契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

### (3) 履行期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

### (4) 履行場所

日本国内

### (5) 入札方法

上記(1)の役務について入札に付する。

落札決定後、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を支払う予定とする契約を締結するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の一般貨物自動車運送事業の許可を得た者であること。

(6) 全都道府県の区域内に貨物を配送することが可能な者であること。

(7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 入札の参加申込み及び入札の方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局文書課文書管理班（直通電話（078）362-3063）

(2) 参加申込みの期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成31年1月4日（金）から同月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成31年2月13日（水） 午後2時 兵庫県庁西館 1階小入札室

(4) 入札書の提出方法

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

なお、電子入札及び郵送等による入札は、受け付けない。

## 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨



## (2) 入札保証金

入札説明書に示す方法に従って計算した送料見込額（以下「送料見込額」という。）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年2月8日（金）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

## (3) 契約保証金

送料見込額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、当該保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

## (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札参加申込書を平成31年1月18日（金）午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、入札・開札日の前日までの間において、上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応ずること。

## (5) 入札に関する条件

ア 所定の入札日時に入札書を入札箱に投入すること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成31年4月1日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

## (6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (7) 契約書の作成の要否

要作成

## (8) 落札者の決定方法

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、契約担当者が当該価格によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、この限りでない。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

## 兵庫県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成31年1月4日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

|           |       |
|-----------|-------|
| 兵庫県瀬戸内海海区 | 2,004 |
| 但馬海区      | 244   |



**兵庫県選挙管理委員会告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成31年1月4日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

|                                                                           |         |
|---------------------------------------------------------------------------|---------|
| 選挙権を有する者の総数の50分の1の数                                                       | 92,354  |
| 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 677,213 |



**兵庫県選挙管理委員会告示第3号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成31年1月4日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 立石幸雄

| (選挙区名) | 〔選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数〕 |
|--------|------------------------------|
| 神戸市東灘区 | 58,061                       |
| 神戸市灘区  | 36,123                       |
| 神戸市中央区 | 36,185                       |
| 神戸市兵庫区 | 30,112                       |
| 神戸市北区  | 60,848                       |
| 神戸市長田区 | 26,765                       |
| 神戸市須磨区 | 45,367                       |
| 神戸市垂水区 | 61,493                       |
| 神戸市西区  | 67,364                       |
| 姫路市    | 139,864                      |
| 尼崎市    | 129,029                      |
| 明石市    | 83,424                       |
| 西宮市    | 132,377                      |
| 洲本市    | 12,620                       |
| 芦屋市    | 26,683                       |
| 伊丹市    | 55,653                       |
| 相生市    | 8,424                        |
| 豊岡市    | 22,994                       |
| 加古川市   | 73,699                       |

|              |        |
|--------------|--------|
| たつの市及び揖保郡    | 30,742 |
| 赤穂市、赤穂郡及び佐用郡 | 22,879 |
| 西脇市及び多可郡     | 17,425 |
| 宝塚市          | 64,604 |
| 三木市          | 21,939 |
| 高砂市          | 25,369 |
| 川西市及び川辺郡     | 52,960 |
| 小野市          | 13,255 |
| 三田市          | 31,447 |
| 加西市          | 12,469 |
| 篠山市          | 11,748 |
| 養父市          | 6,812  |
| 丹波市          | 18,085 |
| 南あわじ市        | 13,448 |
| 朝来市          | 8,655  |
| 淡路市          | 12,660 |
| 宍粟市          | 10,814 |
| 加東市          | 10,829 |
| 加古郡          | 18,085 |
| 神崎郡          | 12,052 |
| 美方郡          | 9,354  |

## 教育委員会公告

### 入札公告

平成31年度ひょうごっ子悩み相談夜間・休日電話相談業務委託の調達を次のとおり一般競争入札に付す。  
平成31年1月4日

契約担当者

兵庫県立教育研修所長 清瀬 欣之

#### 1 調達内容

(1) 調達物品等の名称及び数量

平成31年度ひょうごっ子悩み相談夜間・休日電話相談業務委託

(2) 調達物品等の仕様等

調達物品等に関し、契約担当者が入札説明書等で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成31年4月1日（月）から平成32年3月31日（火）まで

(4) 入札方法

上記(1)の物品等について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- 3 入札参加申込み及び入札の方法等
- 入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。
- (1) 入札参加申込書及び競争参加資格申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
- 〒673-1421 加東市山国2006—107  
兵庫県立教育研修所総務課 担当 梅田  
電話 (0795) 42-3100 FAX (0795) 42-5393
- (2) 入札参加申込書及び競争参加資格確認申請書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
- 平成31年1月7日（月）から同月25日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所
- 平成31年2月14日（木）午前11時 兵庫県立教育研修所
- (4) 入札書の提出期限
- 上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成31年2月13日（水）午後5時までに前記3(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
- 契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成31年2月12日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
- 契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
- (4) 入札参加者に関する条件
- ア 入札書が、所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成31年2月28日（木）までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- キ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- なお、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより効力を生じる。」旨が付記されていること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。